規制改革会議 環境TF 議事録

内閣府規制改革推進室

環境TF 議事次第

日 時:平成20年10月10日(火)14:25~15:25

場 所:永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 議事

小型電子機器のリサイクル促進に関するヒアリング (議事録公開)

3. 閉 会

○本田主査 今日はお忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございます。

規制改革会議の環境タスクフォースにおきましては、3Rの促進と廃棄物処理の効率化というのを考えながら、民間の要望をいろいろ承ってまいりました。もちろん不法投棄がないようにしなければいけないというのは大変わかっておりますが、それに留意はしつつ、リサイクルの促進を考えていかなければなりません。

今日は、経済産業省様の方にそういった観点から質問をさせていただいているところが ございまして、特にレアメタルを豊富に含有するような小型電子機器に関して、どのよう な形にすると効率的な資源の再回収というものが進むのかという点について、御意見を賜 りたいと思っております。

いろいろ資料を御用意いただいているようでございますので、最初、御説明を賜りまして、その後、質問をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○横山課長 それでは、ざっとパワーポイントの資料、横長のやつで最初簡単に御説明させていただきたいと思います。

リサイクル、3Rと言っている政策については、オリジンというか、歴史が廃棄物の処理という中で出てきた流れがございまして、今の法体系もやはりそういったものを引きずっているところがどうしてもあるということで、簡単に言いますと、2ページ目のところで、一般廃棄物、産業廃棄物と分けられるわけですが、特に市町村をはじめとする最終処分場が逼迫しているという問題があって、3R、リサイクルに取り組むべきだということがございまして、廃棄物処理法の特例法という形で、3ページにあるような各種の個別品目ごとのリサイクル法というものができ上がってきたということでありまして、特に、一般廃棄物の中の容器包装については、権利義務関係を定めて、それについては市町村ではなくて事業者が責任を持って行うんだというものを作り、さらに、家電ですね。特に容器包装と家電が一般廃棄物の回収といいますか、処理に与えた影響は非常に大きいと言われております。分離作業が非常に減ったということがこの2つの法律で出てきていると。自動車リサイクル法については、従来からあった自動車の処理システムを法体系化したというような性格で、これは大きく市場が変わったというわけではないわけですが、繰返しですが、容器包装と家電は非常に効果があったと。効果といいますか、廃棄物の削減ということにつながったということが言われてございます。

それから、後で御説明がまた出てきますが、下の3ページ目の緑のところで「資源有効利用促進法」という法律がございますが、これは、廃掃法の特例という位置付けというよりは、むしろ廃棄物の処理というところよりも、その前の段階の生産段階でのいろいろな配慮を主務大臣が促進をするという形の法体系になっていて、やや法律の性格上は、先ほどのオレンジ色の容器包装、家電、自動車というところとはちょっと違う仕組みになっていると。

ただ、これも主務大臣が命令をかけるということができるという意味では、規制的な意味合いがございます。資源有効利用促進法というものをですね。

それから、その下の循環型社会形成推進基本法というのは、これはもっと理念法でありまして、ここにあるように、1、2、3、4、5の順番で優先的にその処理をしていくべきと。リデュース、リユース、リサイクル、どうしても3Rが効かないものについてはサーマルリカバリと。それもさらに難しい場合は適正処分という形だということでございます。これは非常に理念法的な意味合いがあって、目標値を定めて、それに向けて進めていくということでございます。

先ほどの有効資源利用促進法は、4ページ目のところにありますように、我々「3R法」と呼んでおりますが、この中でいろいろなメニューをここに書いてございますようにそろえて、それぞれ業種指定や品目指定を行って、主務大臣が指定をした業種なり品目について、こういうことをすべきだという行動基準を主務大臣が定めると。それにアウトサイダーといいますか、のっとらないようなところについては、指導をしたり、公表をしたり、命令をしたり、最後は罰則もあるという意味で、先ほど規制的な意味合いが若干はあると申し上げましたが、そういった中心となるような方法を指し示しながら、そちらに向けて進んでいくようなことを促していくというような意味で、やや先ほどの廃掃法の特例法的なものとはちょっと違うというものでございます。

ただ、この中で左上の2つ目の四角のところで、「指定再資源化製品」というのが事業者による自主回収・リサイクルの義務付けというのがございます。現在、パソコンと小型二次電池、ニッカド電池とかと言われているようなものですね。ああいった2品目については、自主回収・リサイクルというので指定をしておりますが、実はここの箱だけは、先ほどの容器リサイクル法、家電リサイクル法と比較的近い、つまり、生産した事業者によってリサイクル、回収をしてきてリサイクルをしてくださいというものとしての製品指定ですので、内容的には先ほどの個別法と近いと。ただ、個別法はだれがこうすべきだということが具体的に書いてあるというのに対して、こちらは品目を政令指定して、品目ごとにどういうような行動が適切かということを指定をするという意味で、やや自主性が重んじられるという違いがございますが、対象としている行為そのものは、この3R法の中の指定再資源化製品は、極めて先ほどの個別リサイクル法に近い性格がございます。

それから、今度、レアメタルな話は、5ページ以降に数字が載っておりまして、これは後で見ておいていただければと思いますけれども、5ページのところは特に価格が非常に高騰してきたということを中心に言っておりまして、6ページ目は「都市鉱山」という問題で、これは、製品の中に入っているものを赤で示しています。これは「都市鉱山」とある先生がおっしゃっているようなんですけれども、それを示したもので、青は天然資源というもので、かなりの量が示されていると。これは、物質研が出した資料から持ってきたものでございます。

7ページのところに、どういう品目にレアメタルがあるかということをとりまとめた資料でありまして、今、我々、ターゲットを置いてやっているのは、携帯電話について特に力を入れてやっていきたいと思っているようなものです。

先ほどの既存のリサイクル制度におけるレアメタルの回収の状況というのは、小型二次電池、パソコンというのは、先ほどの3R法に基づく指定再資源化製品として回収をしているというもので、家電製品4品目は、3ページ目のところで言えば、家電リサイクル法に基づいて回収をしているもの。これは、御案内のように、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン、その4品目が、いわゆる大型家電が指定されているというものです。

あと、自動車リサイクル法に基づいて、そちらもシュレッダーダストから金属を回収するようなことがございます。

ただ、自動車は、シュレッダーする前の段階で、かなり電子部品みたいなところは取った状態でシュレッダー屋さんに行くというのが最近では進んでいると。ここではシュレッダーダストからと言っていますけれども、その前の段階からかなり回収するというのが進んできていると聞いております。

9ページ目が携帯電話でございますが、携帯電話については、左上の表に、DOWAエコシステムという製錬会社の作った資料ですが、非常に高濃度で含むといわれている銅精鉱の中に含まれているトン当たりのグラム数。これは銅精鉱ですので、銅はさすがに多いんですけれども、銅の中に必ず金も含まれるということで、トン当たり 40 グラム銅精鉱には含まれると。ところが、携帯電話は1トン携帯電話を集めると 400 グラムあるということで、かなりの濃度で含まれていると。金とか銀はレアメタルとは言いませんけれども、有用金属ということで非常に重要であると言われております。

携帯電話については、自主的な回収形態があるわけですが、残念ながら最近では回収台数が非常に減ってきていると。出荷台数は大体同じ 5,000 万台ぐらいで推移しているわけですが、実際の回収台数そのものは、600 万台程度で、低下傾向にあると。その理由というのは、何となくであるとか、特定の理由がないとか、あるいは個人情報があるから心配だとか、邪魔にならないというようなことで携帯を処分しないということがございます。アンケート調査でそういう結果が出ていおります。

我々、こういったレアメタルが含まれている、あるいは希少金属が含まれている携帯電話などについて、資源の有効利用ということで回収を図っていこうと思っているわけですが、ネックになっているのは、いろいろなことがあるわけですけれども、1つは、小型ですので、ごみとして捨てられてしまうと、処理困難物ではないということで、自治体の処理システムの中で処分されてしまう。つまり、最終処分場にほとんど行ってしまう。灰になってしまうということですね。中には金属部分はシュレッダーして鉄分で回収したりとかしてはいますけれども、それでもレアメタルをわざわざ抽出するような作業は自治体はやりませんので、自治体の燃えないごみとかに要らなくなった携帯とかデジカメを捨ててしまうと、そういう有用物が回収されないということがありますので、捨てないでくださいということを訴えるのが非常に重要であろうかなということです。

それから、もちろん自宅とかに退蔵している部分については出していただきたいという ことに持っていくというのが同時に重要かなと思っております。 そういったごみとして出せば捨てられてしまうということとか、家にあっても邪魔じゃないということでなかなか回収がうまくいかないのをどうやって進めていこうかということで取り組んでいかなければいけないなと思っておりまして、1つは、先ほどの 10 ページ目の全国キャンペーンというのを今年度から進めていきたいなということ。

それから、回収促進ということで、先ほどの3R法の指定再資源化製品というところに、携帯電話などを指定をすることを今検討しているところでございます。今はパソコンと小型二次電池だけなんですが、これを指定することによってより促進をしていこうということを考えているところでございます。

それから、あと、重要なのは、技術開発を進めようということで、回収といいますか、 金属の抽出を低価格で行うということが実現すれば、より一層リサイクルが進むというこ とで、先ほど申し上げたような性格があるものですから、捨てられちゃったりとか、家に 退蔵したりしてしまうという性格をいかに克服するかということからすると、一番効くの は、有料で買い上げますよ。あるいは、例えばお店のスタンプがもらえるとか、ポイント がもらえるとか、そういうようなことがあると一番促進されるかなと思うんですが、その ためにも、いかに安く抽出できるかというところが実は大事かなと思っておりまして、そ ういった技術開発も併せて推進していきたいと。キャンペーン、事業者の取組みの推進を 公的にも側面支援すると。それから、技術開発という3本柱で進めていきたいなと思って いるところでございます。

以上が背景の状況でございまして、いただいている質問事項に対する我々の見解というのがワープロの紙で用意させていただいておりますが、まず、2つ目の箱のワープロの文章の「当省の見解・質問事項に対する回答」の1.でございますが、最初にありますように、リサイクルについては、それぞれいろいろな品目があるということで、分量が多い容器包装みたいなものは個別のリサイクル法を作り、そこまで法的に縛る必要はなくても、自主的な取組みを中心に進めようというものは3R法で進めると。さらにはガイドラインで進めるというものもございまして、そういったそれぞれの品目に併せたリサイクルを漏れなく進めていこうというのが原則であろうと思っております。

ただ、リサイクルの実施に当たっては、費用分担とか役割分担というのが非常に議論になるということで、先ほどのような自主的なボランタリーなものがなかなか難しい、ガイドラインでやるというのが難しい場合には、3R法を適用するということで小型二次電池とパソコンを指定しているところでございます。

さらに、そういった指定がなされると、法律の 31 条において、廃棄物処理法における配慮ということをしてくださいという規定がございます。ある意味、3 R法にのっとった形で政府ぐるみできちっとしたリサイクル体制ができるということでございますので、それは、廃掃法上のいろいろな規制措置の緩和といいますか、配慮を具体的にはしていただきたいということでそういう規定がございます。

それから、これは先ほどの繰返しになりますけれども、使用済の携帯電話については、

実は事業者による自主回収システムというのが、キャリアですね、auとかドコモとか、そちらの専門ショップに持ち込めば、リサイクルということが今できるシステムはでき上がっていまして、あと、一部の大手量販店ですね、ビッグカメラとか、ヨドバシ、さくらや、そういったところは販売店ベースでも回収・リサイクルということが進んでおります。これは基本的に無償でやるということではあるんですが、ただ、先ほど言いましたように、回収率が低下傾向にございますので、先ほどのような携帯電話についても指定再資源化製品の指定などを含めて、さらに促進を図っていきたいと思っております。

そのほかにもレアメタルや有用金属を含むような電子機器があるわけですが、これについては、携帯電話に比べてまだ熟度が低いということがございますので、今後、さらに事業者による取組みとかフォーメーションですね、あるいはどれぐらい本当に含まれるんだろうかということの分析ということを今後進めていこうということで、やや携帯電話に比べると、一歩熟度が低いという状況ですが、これも併せて前に進めていこうと思っているところでございます。

具体的な御質問に対する回答が2. でございますけれども、まず、1番の有用物が含ま れるにもかかわらず廃掃法の適用になることについてどうだということですけれども、こ れは、廃掃法は、御案内のように性悪説に立っているといいますか、放っておくと、もし かすると不法投棄されてしまうかもしれないと。特に、処理費用を受け取った上で適正処 理するというものについては、そういうインセンティブがどうしても働きやすいんですね。 お金だけもらって途中で捨ててしまうということとか、きちっと決められた適正な処理を しないとかいうようなことが進みがちである。進みがちというか、そういうことが起こる 蓋然性が高いということで、御案内のように、廃掃法ではいろいろな事業者、収集運搬事 業者とか、処理施設の設置事業者でありますとかということについて、免許制といいます か、許可制度をとっているということで、その必要性というものは全く理解しないわけで はないんですが、じゃ、具体的に何が放っておくと不適切な処理がなされてしまうかとい う可能性があるかというものについては、これは、仮に携帯電話の中に有用物があるから ということのみをもって、有用物が含まれているんだから廃掃法の適用除外とすべきだと いうことでもなくて、これはいろいろなことを考えて決めるということになっておりまし て、例えば、いかに有用なものがあっても、取り出し費用がものすごくコストがかかると。 人間の技術ではなかなか難しいんだということであれば、いくら有用物であっても、その 時点では無価値になってしまうと。そういうものについては適正処理という観点からは規 制をする必要があるだろうなと。

ただ、それはまさにきちっとした形でリサイクルが進められているかどうかということで判断をしてもらいたいと我々は思っておりまして、先ほどのような、特に3R法に指定するような、あるいはモデル事業として公的な関与があるような体制があれば、不適切な処理をされるということはないと思われますので、そういう場合には、廃掃法の柔軟な対応をまさにしていただきたいと思っております。

それから、2番、3番については、先ほどのやや繰返しになりますけれども、厳格な規制措置、性悪説に立って規制をするということが、どうしても廃掃法上はそういう規定になってしまうということはやむを得ない面もあるとは思いますけれども、ただ、一方で、資源の有効利用という観点からは阻害要因になる場合が非常に多いと。そういう声が上がっているということも我々は承知をしております。特に、広域で進んでいくということですので、まずは、きちっとした体制が構築されている場合には、柔軟に法適用がなされるべきであろうと思いますし、自治体ごとに異なるような判断がされる場合には、これはできれば、環境省さんに明確な解釈を統一的に示していただきたいなと我々としては思っているところでございます。余り市町村ごとの判断にしていると、広域で取り組むものについてはばらばらになってしまうといけないので、これはガチッと言っていただければ非常にありがたいなということであります。

それから、最後の4番目の御質問については、本当に御指摘のとおりで、個々のものを 集めても、集めること自体が先ほどの理由で退蔵しがちなんですが、あるいは捨てられて しまうんですが、それを集めてきたところで、量が集まらないと有効なコストベネフィッ トが図れないということでございます。ですから、これは広域的に取り組むということが 重要であるというのはまさに御指摘のとおりだと思っております。

実は、昨日付けの環境省の告示で、いわゆる広域の廃掃法の適用除外の規定についての業種として、携帯電話の装置が昨日パブコメを経て指定されたということでございまして、これについては、先ほどから申し上げているような観点で、いろいろな取組みの阻害にならないような運用を是非していただきたいと期待をしているところでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○本田主査 どうもありがとうございました。

幾つかお尋ねさせていただきたいのですが、まず、経済産業省さんとしても、レアメタルなどを中心とする有用物を含むものの回収が十分に進んでいないという御認識はお持ちというのは間違いないでしょうか。

- ○横山課長はい。そこはそう思っております。
- ○本田主査 改善の余地がある。
- ○横山課長 ええ。改善していかなければいけないということで、これは対策を打ってい こうと思っております。
- ○本田主査 2つ目ですが、さはさりながら、特にレアメタルなどは、回収をするための技術が必要で、例えば、日本には市町村までいくと何千という単位があり、そこに一つずつあるような処理業者がだれでも処理できるものではないというのも私どもの理解ですけれども、それも間違いないでしょうか。レアメタルの取り出しはそんなに簡単ではないと。○横山課長 それはそうだと思いますね。かなりの製鋼所じゃないとできないと思います。
- ○本田主査 したがって、一般の処理施設において携帯電話が混ざっていたとしても、そ こからレアメタルの取り出しというのは、みんながみんなできるものではないということ

ですよね。

- ○横山課長 ほとんどしていないと思います、それは。
- ○本田主査 そうすると、レアメタルの回収は、そのスキルがあるような業者さんが広域 に集めてきて取り組まないと、難しいということですか。
- ○横山課長 そう思っております。
- ○本田主査 なぜこんなことを申し上げているかというと、頂戴いたしました資料の 10ページ、技術・システム開発の推進ということで、「今まで回収困難なレアメタルにリサイクル技術の向上」とはございます。ここでおっしゃっておられるのは、今までできないものの向上であって、今できるようなレアメタルのリサイクル技術を全国津々浦々まで普及をさせるといったようなことは余り経済的に効率的ではないので、どちらかというとどこかに広域で集めてきて処理をすることの方が望ましいとお考えでしょうか。
- ○横山課長 そうです。ある程度分散型の技術で、大きな設備がある、日本に数箇所しかないようなところでしかできないようなことではなくて、もっと小型のものはあった方がいいと思うんですけれども、いずれにせよ、御指摘のように、市町村レベルでの、今、統合して少なくなったとはいえ、2,000 弱ございますので、そこですべて処理できるようなものではないと思っていますので。
- ○本田主査 そうすると、広域回収というのをどこかで効率的にやるというお話でございますよね。
- ○横山課長 はい。
- 〇本田主査 では、広域回収につきましては、10月9日付けの環境省さんの告示にあるように、携帯電話を廃棄物と一旦認めてしまった上で広域認定にするというやり方と、自主的にキャリアさんも含めて回収をするとされていたのと、どちらの方が効率的に回収されるのでしょうか。
- ○横山課長 それは間違いなく、いわゆる自治体が今持っている廃棄物の回収ルートでやっていると、レアメタルの回収はまずできないと思います。そのルートに乗っけるのではなくて、別ルートに乗っけないと、分別して、携帯電話などを燃えないごみで出すのはやめてくださいと自治体に言ってもらうと一番いいんですけれども、今、出されてしまうと、先ほど言いましたように、処理はできるんですよね。処理というのは、レアメタルの回収ではないんですけれども、処分してしまうと。燃やすなり埋め立てるなりしてしまうので、そちらに出さないで、専門の回収システムの方に乗せないと、レアメタルの回収はできないと思います。どちらかという選択肢はなくて、そのルートに乗せないとだめだと思います。
- ○本田主査 一方、携帯電話であればすべて廃棄物という考え方のもとに、広域認定制度 で回収していくやり方と、実は有価物かもしれない携帯電話を廃棄物と規定してしまわず に、今、一部で行われていると思いますが、自主回収ルートに乗せるのとどちらがよいの でしょうか。

○横山課長 正確に言うとあれなんですけれども、市町村の処理システムの中に入れると廃棄物扱いになります。ごみとして捨てれば。占有権を放棄して、本人が不要だというふうにしていると、これは間違いなく廃棄物扱いになりますけれども、今問題になるのではないかなと思っているのは、既に自主的な回収システムができ上がっているわけですが、それに伴って、お店から、例えばリサイクル業者に運んで今はやっているわけですよね。それが、今は廃棄物扱いになっていないんですよね。なっていないのを廃棄物扱いということで見られると、それはいろいろな許可が各市町村ごとに必要になってくる。あるいは広域認定を取れば、環境大臣の認定を取れば、一々必要はないですけれども。

○本田主査 広域であったとしても、処理業や収集業の認可は必要になりますよね。

○横山課長 広域であっても、それが廃棄物であるとみなされば必要になってくると。携帯電話を例えばお店で回収したら、即それは廃棄物扱いになるかどうかはまだわからないんです。そこは、だからこそ皆さん多分悩んでいるんですね。廃棄物扱いだと明確になれば、みんな許可が必要になってきてしまうんですね。ですけれども、今は廃棄物扱いじゃない形でやるという行為も許されているところがございまして、そこがある日突然、今日から廃棄物扱いだから許可を取れと、廃掃法違反じゃないかと言われるのを一番恐れていまして、そこは明確な基準を示していただきたいと。自主ルートに乗ったらすぐ廃棄物かというと、そんなことではないんですね。

○本田主査 今、自主ルートでの回収に取り組んでいる中で、大きな不法投棄があったという話も聞きません。であるならば、携帯電話等のレアメタルをたくさん含有するような小型の電子機器に関しては、全部とは言いませんが、幾つかの品目に関しては、製造メーカーないしは、電話の場合は特に、キャリアや量販店が自主回収を取り組もうとする際に当たっては、廃棄物と理解されてしまう広域認定制度の対象にしてしまわずに、廃棄物ではなく、自主回収はしていいという制度の方が回収が進むのではないかという意見も出ているのですが、それはいかがお考えですか。

○横山課長 それは、やや誤解があるかなというのは、まず、広域認定というのは、利便性を環境省の方が図ろうということで多分作った制度で、一々市町村の許可をとるよりは、環境大臣の認可をとれば一発で全国オーケーよという仕組みで、それは認定コストを下げようということなんですよね。それ自体は、相当ハードルは高いと言われていますけれども、それは、規制、それに乗っけるというよりは、それは選択のオプションなんですね。基本は、市町村の認可を取ってくださいと。ただ、それが数が多い広域的なことをやるんだったら、一々取らなくても、環境大臣の認可を取れば、オールマイティの権限を与えますよというオプション措置で、それ自体はそこにみんな来いと言っているものではないんですけれども、ただ、おっしゃるように、これは広域でやらなければいけないので、実質上はそれを取りにいかないと、仮に廃棄物だとみなされれば、それを取りにいかないとワークしないと思います。問題は、それを廃棄物とみなされるかどうかだと思うんですよね。〇本田主査 そうですね。これは経産省ではなく、管轄の省庁である環境省にお聞きすべ

きものなのかもしれませんが、廃棄物処理法で一旦広域認定制度の対象になってしまうと、 廃棄物になるという理解をしております。

○横山課長 そこは誤解で、法律の規定上はこうなっていまして、この指定された品目について広域的な処理をしている事業者は、環境大臣に認可申請をすれば、認定されれば、全国オールマイティの権限が与えられるということで、その入口として、指定した品目についてはそういう権限がありますよと。もし携帯が指定されないと、広域認定の手を挙げることもできないということなので、指定するとみんなこちらに来いということではないんですね。

○本田主査 そうすると、広域認定制度を取得したからといって、携帯電話が廃棄物だと いうことではないと。

- ○横山課長 そこはそうだと思います。
- ○本田主査 わかりました。
- ○横山課長 ただ、そういう可能性があるからこそ指定しているので、そこはすべてが廃棄物ではないですよということではないという意思表示でもあると思います。
- ○本田主査 わかりました。

あと、一方、広域認定が仮にあったとしても、廃棄物でありますと、しかるべき収集ないしは処理の認可というのを受けないといけないですね。したがいまして、自主回収ルートで、動脈も使えるような自主回収ルートというのが結構効率的だといった御意見も、メーカーさんや量販店さんから出ているんですけれども、これを後押しするような仕組みというのは、経産省さんではお考えになっていらっしゃらないんでしょうか。

- ○横山課長 自主回収ルートというのは、今ある、先ほどのauとかドコモとか、そうい うルートのもの。
- ○本田主査 はい。
- ○横山課長 まさにそれが後押しが先ほどの3R法の指定ということであって、これは基本的には今の……。
- ○本田主査 指定再資源化製品ですね。
- ○横山課長 そうです。それで指定すれば、法律的にはまず廃掃法上の配慮をしてくださいということの対象になりますし、それから、仮に、回収は私のお店に持ってこられても嫌ですという携帯電話屋さんがいても、みんながやっているにもかかわらず、そこだけがネックになっているという場合には、主務大臣が命令をするということも可能な制度でございますので、そういう意味で、自主的な取組みを促進するということをまさに1つの手段として3R法の指定ということを今検討しているところです。
- ○本田主査 メーカーでも義務が出るわけですね。自主回収の義務が。
- ○横山課長 自主回収の義務が出ますけれども、かなり段階を経て、罰則とかというところまで行くとなると、段階を経ていくことになりますし、それはもちろん主務大臣も実態を見ながら法の適用をすると。例えば、携帯電話リサイクル法なるものができて、これは

こういう義務だと言うと、それをしなかったらすぐ法律違反になるんですよね。ところが、この3R法の場合は、規制はかけるんですけれども、アウトサイダーがそれにのっとっていなかったらすぐ法律違反かというと、そういうことにならない。そういう意味で、ややソフトな規制措置ではあるんですけれども。

- ○本田主査 どういうふうになるのですか、実際には。
- ○横山課長 アウトサイダーを規制しようということですね。もちろん業界と相談をして、主務大臣がこういう行動基準というのを作るんです。資料で言うと 11 ページ目、参考の 1、判断基準というものを指定された業界がとるべき基準というものを主務大臣が定めるんです。それのっとっていれば別に問題はないんですけれども、のっとっていない場合には、まず指導・助言をすると。それでも拒む。私は絶対嫌ですということで、それが全体のリサイクルの取組みを阻害していると思えば勧告、さらに公表、命令。命令に従わなければ罰則という段階を経ていくので、かなり直接の法規制に比べるとソフトなものにはなります。ただ、こういうような形で進めていこうというもので、今、パソコンとか小型二次電池は既にやっていると。携帯も今、これを目指して検討をしているということです。

ただ、携帯はかなり自主的な措置はでき上がっていますので、あとあるとすれば、すべての販売店を網にかけるかどうかですね。専門ショップはすべて乗っかっていますから、これは問題ないんです。この法律を適用するまでもないんですけれども、販売店のところをすべて網にかけるかどうかとか、あるいは買替えをするときに声がけをしてくださいと。つまり、今、こういうリサイクルルートがあるから、もし使われていない携帯電話があったらリサイクルに回して御協力いただけないでしょうかという声がけをしてもらうということをこの行動基準に乗っけるということを今考えています。

- ○本田主査 この場合、廃掃法から配慮があるとありますが、廃掃法の配慮というのはど ういうことでしょうか。
- 〇横山課長 実は、法律上、例えば容器包装リサイクル法とか家電リサイクル法とか、個別の品目が明確になっているものについては、適用除外なんですね。オレンジ色の部分が適用除外です。ところが、資源有効利用促進法、3R法については、政令を見ないとどういう品目が出てくるかわからないんですね。法律を見ただけではわからない。しかも、省令で具体的な行動基準というのは定められるので、法律ベースで廃掃法の適用除外というのは書けないんですね。法体系上。そういう意味で、配慮はしましょうという規定が入っていると。
- ○本田主査 配慮というのはどのようなものですか。
- ○横山課長 例えば、先ほどのような個々の市町村の認定を取らなくてもいいかどうかと か、廃棄物とみなさないとかですね。
- ○本田主査 それは物によって違うのですか。
- ○横山課長 物によって、あと、流通状態によって違ってくると。
- ○本田主査 たとえば、PCはどうなっているのですか。

- ○横山課長 パソコンは、今、廃棄物とはみなさないということになっていたかと思います。
- ○本田主査 小型二次電池については。
- ○横山課長 二次電池もそうだったと思います。パソコンはどうだったっけ。ちょっと調べて。
- ○本田主査 今でなくても良いですけれども、是非教えていただければありがたいです。
- ○横山課長 パソコンはどうなっているかというと、メーカーにゆうパックで送り返すんですよね。リサイクルするときに、ゆうパックで着払いで送ってくださいという仕組みになっていて、ゆうパック事業者が廃掃法上の適用除外を、あれは廃掃法の許可を取ったんじゃないかなと思うんですけれども、済みません、配慮規定とは言いながら、適用されずに実際は日本郵政公社が廃掃法上の許可を、広域認定を取ったんじゃないかなとちょっと記憶しますけれども、だから、配慮規定が効いていないかもしれないです。
- ○本田主査 教えていただければありがたいですけれども。逆に言えば、ゆうパックでなければだめなのですか。
- ○横山課長 あれは制度上ゆうパックというふうに指定しているので。
- ○本田主査 制度上ゆうパックとして。
- ○横山課長 業界が。パソコンのメーカーの方が、例えばヤマトでもいいですよとすれば、 ヤマトにさっきやつを取ってもらうということが必要になるかもしれませんね。ただ、そ れはちょっと背景を調べますけれども、環境省から言われて取ったのかどうかですよね。
- ○本田主査 そうですね。逆に言えば、携帯電話など、小型のものも、例えばここに指定 再資源化製品に、これは経産省さんの方に申請をメーカーでされてということですね。
- ○横山課長 それは環境省と一緒に認定するんですけれどもね。共通でやるんですけれど も。
- ○本田主査 認定をされたら、廃棄物とみなされずに、例えばそれこそ宅急便みたいなも ので送り返すことも可になるのでしょうか。
- ○横山課長 携帯についてはそういうことは多分とらなくて、お店に持ち込んでください ということになると思いますけれども、じゃ、そのお店からリサイクラーに回すときの運 送ですね。これが廃掃法の対象になるかということだと思います。あるいはため込むとい う保管ですね。携帯がもし廃棄物とみなされてしまうと、廃掃法の規定が。
- ○本田主査 適用ができるかどうか、ですね。
- ○横山課長 そうです。 3 R 法に指定すれば、廃掃法の適用除外にはならないんですね。 さっき申し上げたように。それだけでは。それは、実態を見ましょうということで判断さ れるので、我々としては、是非携帯電話については適用にならないようにしてほしいと。
- ○本田主査 逆に言えば、携帯電話を指定再資源化製品に指定していただいて、それを廃棄物ではないということが可能ですか。
- ○横山課長というふうにみなしてほしいなと。ただ、環境省はそうは言っていないです。

それは実態を見て判断するしかないということになると思います。

- ○本田主査 この実態を見て判断する云々というのは、経産省と環境省で協議をなさるということでしょうか。
- 〇横山課長 そういうのも実態上はあるかもしれません。先ほど言ったように、全国的に進むと、統一的な見解を環境省に出してもらうというのが一番ありがたいので、そのためのことをうちから働きかけるというのはあると思います。ただ、法律上は、そんな仕組みは全然ないんですね。環境省が独自に判断するかどうか。
- ○本田主査 これは環境省が独自に判断するかどうかなんですか。
- ○横山課長 廃掃法は環境省の世界ですね。
- ○本田主査 今までのパソコンとか小型二次電池の御経験で、廃棄物とみなされないと、 非常に回収が進むようになったということはあるのでしょうか。
- 〇横山課長 そこは、携帯電話の場合に、買取りをしてくれると、かなり廃棄物の対象にならない可能性が高いと思うんですけれども、今、無償で回収なんですね。無償だとちょっとどうかなということだと思いますね。パソコンも今、有償で消費者の方がお金を払うことになっていますね。そうなると、途中で不適切な処理がなされる可能性があり得るということで対象になりがちなんです。これが全くそういうことはないというからには、買取りをすると、例えば 1,000 円で買い取りますと。1,000 円で買い取ったものを不適切な処理をする人はいませんから、そうなると、多分適用除外になると思いますけれども、そういう実態を見ましょうということですね。環境省は。
- ○本田主査 今、このモバイルリサイクルネットワークのデータを私どもも全く同じものを持っていまして、携帯電話の回収率を算出すると基本的に回収台数と出荷台数を見ると、2007年、14%ですが、2001年段階では37%ぐらいでした。下がってきているのはややさびしいというか、由々しき問題であると思っております。ただ、自主回収をもっとしやすくするような仕組みという観点から、今の資源有効利用促進法、3R法の中の指定再資源化製品に指定をしていただいて、廃棄物ではないことを、経産省さんと環境省さんから出資徹底して頂き、引いては、パソコンのように宅急便でも送れるというところまでくると、回収率もぐっと進むのではないかと思うのですが。
- ○横山課長 そうですね。小型なので、どこかに持っていってくださいということがむしろ面倒くさくない。携帯ショップに持っていってくださいとかという方が、パッケージして送るよりは、その方がかえって。パソコンだとそれを持っていかないといけないので、むしろ宅急便で送ってください。
- ○本田主査 逆に言えば、両方可というのができればさらに良いですね。
- ○横山課長 まあ、そうですね。
- ○本田主査 遠隔地にお住まいの方もいらっしゃるので。
- 〇横山課長 ただ、郵送賃はかかっちゃうわけですね。郵送賃の負担をどうするか。小型 についてのパッケージングとか。そういう実務的なところはあるかもしれませんけれども、

いずれにせよ、我々の希望としては、これで指定すれば、きちっとやるということになっているんだから、廃掃法の適用をがんじがらめにやるというのはやめてほしいなという希望は非常に強いんですけれども、そこはいいとは言ってくれていないんです。

- ○本田主査 わかりました。事務局の方から。
- ○事務局 先ほどの配慮規定のところで、私どもも勉強不足なものですから、教えていただきたいのですが。パソコンですと、広域認定に入ったことでの廃掃法の特例というような認識をしておりますが、もしパソコンと小型電池の2つに関して、ここに指定されているからこそこういう配慮がされ、こういう特例があるんですよというところを後日でも結構ですので、教えていただければと思います。
- ○横山課長 わかりました。繰返しで申しわけないんですけれども、広域認定に入ったということではなくて、広域認定は屋上の措置なので、それが可能になりましたよということで、必ずそれを受けろというようなことではないですね。今回の告示は。携帯電話はもう廃棄物扱いにするから、広域で受け渡すときには必ず許可を取りにこいという世界に入ったんですよということではないと思います。それは環境省に聞いていただければ、多分そういうことを言うと思いますけれども、そういうオプションが可能になりましたよと。○本田主査 ちなみに、携帯電話をはじめとする、小型電子機器の不法投棄がたくさんあったといったことは、経産省でお聞きになられことはおありになりますか。
- ○横山課長 聞いたことはないですね。間違えて水没させてしまったとか、そういうのはあるんでしょうけれども、不法投棄なんかしなくても、適法にというか、燃えないごみに出せばいいので、不法投棄というのは、自治体が回収してくれないような粗大ごみとか、かつて家電リサイクル法ができる前は、冷蔵庫とかを山の中に捨てちゃうというもので、携帯は別に不法投棄しなくても、ちゃんとごみ袋に入れて捨てれば、自治体は持っていってくれますから。
- ○本田主査 そうすると、デジカメ、MDプレイヤーぐらいまででしたら、別に廃棄物法 で不法投棄を非常に憂慮してガチガチに縛るような大きな必要性はないのですか。
- ○横山課長 済みません。そういう意味では、消費者が不法投棄することはほとんどない と思うんですけれども、問題は、集めた業者がどこかリサイクラーに持っていく途中で不 法投棄してしまうと。
- ○本田主査 そういった話はお聞きになったことはありますか。
- ○横山課長 今は余り聞いたことがないですけれどもね。
- ○本田主査 収集はでき、そこそこ有用なものが多いとすれば、多分不法投棄するよりは 運んで、そこで何がしかのお金をもらった方がいいということでしょうか。
- ○横山課長 ただ、今では、集めてきたところにお金を払ってリサイクル業者にお金を払って分解をしてもらうということになるので、例えば、集めた人がお金をもらうわけですね。処理費用をもらって運びますと。その途中で、運んだ先にまたお金を支払ってリサイクルしてもらうという多分形態なんですよ。そうすると、お金を払う途中で捨てちゃうと。

お金だけもらって途中で捨てちゃうというインセンティブが働きやすいんですよね。

- ○本田主査 ただ、自主回収ルートでやっている間にも、少なくとも経産省さんの耳には、 不法投棄が大量にされて問題だというのは上がってきていないということですか。
- ○横山課長 今はないと思います。
- ○本田主査 わかりました。
- ○事務局 ちょっと話がそれるかもしれませんけれども、経産省さんの取組みとして、エコタウンですとか、いろいろなところで積極的な自治体さんとリサイクルの取組みを進めておられると思うんですけれども、そういったときに、いろいろな廃棄物、資源と言われるもの以外の廃棄物も入ってくるようなことになるのかなと思っていますが、最初に仕組みを作るときに、併せて不法投棄の対策みたいなものもやられているのかなと考えているんですけれども、もし具体的にこういうことをされているとかとあれば、教えていただけるとありがたいです。
- ○横山課長 済みません。ちょっと意味がわからなかったんですけれども、エコタウンに 廃棄物、当然行きますよね。皆さん多分廃掃法上の許可を得て、今リサイクルをやってい るんですけれども。
- ○事務局 よく聞きますのは、不法投棄が起こる恐れがあるので、うちの県には廃棄物を 入れないとか、そういった搬入規制をされている自治体さんもあると思います。ただ、そ ういった規制をかけなくとも、どういうふうにすれば不法投棄とかを防げる仕組みができ るのかなといったあたりを教えていただきたいなと思ったのですけれども。
- ○横山課長 その問題は、今、最終処分場を持っている自治体が半分ぐらいじゃないですかね。市町村の数が減ったとはいえ、1,800 ぐらいのうち、半分ぐらいしか最終処分場を持っていないので、燃やそうが、細かく砕こうが、必ず最後残渣が残りますので、それは埋め立てるしかないんですよね。埋め立て処分場を持っているのが半分ぐらいということは、どこか域外に持っていかないといけないわけですよね。その域外に持っていって、費用を負担をした上で、そこの域外で処理をしてもらうということ。それはさっき言ったようなケースで、だれかにお金を払うよりは、途中で流しちゃった方が、不法投棄してしまった方が利益になりやすいということは実態としてあって、そういう意味で、なるべくそういうのが入ってこないようにしたいと思っている自治体はあるんでしょうけれども、それはまさに廃棄物行政の一番の課題なんじゃないですかね。環境省さんの方で一番悩んでいるところだと思いますけれども。
- ○事務局 処理場とかもきちんとそういった仕組み、施設ですとかインフラ整備をした上で不法投棄をなくしていくといったようなことですか。
- ○横山課長 そうですね。先ほどのような最終処分ということが多分一番ネックになるんでしょうから、処理施設というものをきちっとして、それも安いコストでできるというようなことは、我々としては側面支援みたいな形でエコタウンの施設の補助金を出したりとかいうようなことは環境省と一緒になってやってきてはいるんですね。今、三位一体で、

自治体の方でやりますという仕組みになっちゃったんですけれども、かつてはエコタウンの施設補助というのは、国が自ら補助したりとかやっていて、これは当時の通産省の予算としてもあったんですけれども、そういう意味では、間接的な不法投棄防止にはなっていると思いますけれども、なかなか難しい課題だと思いますね。不法投棄問題というのは。 ○本田主査 ありがとうございました。

今日はお忙しいところをありがとうございました。最後に私どもの問題意識を確認させていただきますと、今日まさに資料でいただきました6ページに「都市鉱山」という言葉がございまして、金は埋蔵量の 16%、インジウムに至っては埋蔵量の 38%が日本に眠っているということですね

実際問題、これは経産省さんがやっておられるのかもしれませんが、3Rシステム化可能性調査事業という宮崎県と福島県でのウェブ調査があります。とりあえず保管するという消費者が、携帯電話ですと 47%、デジカメ 33%、携帯用CDプレイヤーでも 35%います。かなり数の方の御自宅にとりあえず保管という形で眠っている小型電子機器があるということですね。要は、使っていないもう一台が家にあるということですね。これを円滑にリサイクルに回せるように、各メーカー及び最終消費者の負担を余り増やさないような形でできれば、社会的なコストを最小化する上でも良いと思っております。1つの観点からは、本日踏み込んでおっしゃっていただいた、なるべく廃棄物とみなさないで集めるやり方というのを私どもも模索していきたいと思っております。

ですので、本日話に出ておりました資源有効利用促進法の中で指定再資源化製品に指定していただくだけでなく、そこから踏み込んで、廃棄物とみなさない形での取扱いの促進も是非御検討いただけるとありがたいと思っています。私どもとしても、不法投棄が難しい問題とは理解はしておりますが、効率化とリサイクルを促進すべきという声が民間からたくさん上がってきておりますので、取り組んでいきたいと思いますので、今後継続してまたいろいろ御教示を賜れればと思っております。

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。